

**公共工事の品質確保の促進に関する施策を
総合的に推進するための基本的な方針
改正の方向性案**

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成（H17閣議決定、H26最終変更）

- 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項及び公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針について規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保を柱とする品確法の改正法が令和元年6月14日に公布・施行されたことを踏まえ、改正法の内容を反映する形で**品確法基本方針を改正**

＜基本的な方針の改正案（構成）＞ ※赤字：新規・改正事項

第1 公共工事の品質確保の推進の意義に関する事項（第3条）

- 【第3条第5項】**工事に必要な情報の的確な把握**、より適切な技術・工夫の活用
- 【第3条第7項】地域の実情を踏まえた担い手の育成・確保及び**災害復旧工事の迅速かつ円滑な実施のための体制整備**
- 【第3条第8項】市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した**請負代金及び適正な工期を定める公正な請負契約締結**及び公共工事従事者の賃金・労働環境改善
- 【第3条第11項】**情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上**
- 【第3条各項】**公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）**について広く本法律の対象として位置づけ

第2 公共工事の品質確保の推進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

(1) 予定価格の適正な設定（第7条第1項第1号・第2号）

- 【第7条第1項第1号】**社会保険・労災補償及び工期を的確に反映した積算による** 予定価格の適正な設定
- 【第7条第1項第2号】不調・不落及び**災害発生の場合等**における見積書徴収
- 【附帯決議二】**労務費・法定福利費等の支払いに係る実態把握**

(2) 災害時の緊急対応の充実強化（第7条第1項第3号・第4号）

- 【第7条第1項第3号】**緊急性に応じた災害時の随意契約・指名競争入札の活用**
- 【第7条第4項】**建設業者団体等との災害協定の締結及び災害時における発注者間の連携**
- 【附帯決議一】**ガイドラインの周知、災害対応等における見積書の積極的な活用・発注者間の連携強化**

(3) ダンピング受注の防止（第7条第1項第4号）

(4) 計画的な発注、施工時期の平準化(第7条第1項第5号)

【第7条第1項第5号】**施工時期の平準化に向けた債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等**

【附帯決議三】**施工時期の平準化に係る地域の実情に応じた支援及び好事例の周知等の支援**

(5) 適正な工期設定及び適切な設計変更(第7条第1項第6号・第7号)

【第7条第1項第6号】**休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定**

【第7条第1項第7号】**設計図書への施工条件の明示等及び設計図書の変更に伴い工期が翌年度に渡る場合の繰越明許費の活用**

【附帯決議二】**週休二日の確保を含む適正な工期設定の推進**

2 受注者等の責務に関する事項(第8条)

【第8条第2項】**市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した請負代金及び適正な工期を反映した請負契約の締結**

【第8条第3項】**情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上及び技術者等の育成・確保・労働条件及び労働環境の改善**

【附帯決議二】**週休二日の確保を含む適正な工期設定の推進及び労務費・法定福利費等の支払いに係る実態把握**

【附帯決議四】**新技術や新工法等の導入及びそれらの企業等への普及・活用支援**

3 技術的能力の審査の実施に関する事項(第12条～第15条)

【第12条】**競争参加者への工事経験・施工状況の評価・配置予定技術者の経験・保有資格等の審査**

4 多様な入札及び契約の方法(第14条～第20条)

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項(第18条第2項)

6 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項(第7条第1項第8号・第9号)

【第7条第1項第8号】**情報通信技術の活用及び専門的な知識又は技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用**

【附帯決議四】**新技術や新工法等の導入及びそれらの企業等への普及・活用支援**

7 発注関係事務の環境整備に関する事項

8 調査及び設計の品質確保に関する事項(第7条・第8条等)

【第7条・第8条等】**公共工事に関する調査等の品質確保促進(別添参照)**

9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援(第21条)

【第21条第4項】**発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進、発注者間の連携体制の整備**

(2) 国・都道府県以外の者の活用(第21条第4項)

10 公共工事の目的物の適切な維持管理の実施(第7条第5項)

【第7条第5項】**公共工事の目的物に対する適切な点検、診断、維持、修繕等の実施**

11 施策の進め方(第7条第3項等)

【第7条第3項】**発注関係事務の実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置、発注者間の情報交換による連携**

【附帯決議六】**技術者の確保・育成を含む体制の強化**

(別添) <品確法基本方針> 8. 調査及び設計の品質確保に関する事項 改正の方向性案

調査等の業務の改正品確法への位置づけ

○**公共工事に関する調査等**（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について**広く本法律の対象**として位置付け

<定義> 第2条 第2項

この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する**測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）**をいう。

<基本理念> 第3条 第1項

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに**公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）**の**発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより**、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

<8. 調査及び設計の品質確保に関する事項>

※赤字：新規・改正事項

(1) 調査等に関する発注関係事務の適切な実施

- 【第3条第1項】国・地方公共団体・公共工事の受発注者等がそれぞれの役割を果たすことによる現在及び将来にわたる公共工事の品質確保
- 【附帯決議五】**公共工事に関する調査等における適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止、適正な履行期間の設定、履行期限の平準化、災害時の緊急対応の推進等に留意した発注**

① 予定価格の適正な実施

- 【第7条第1項第1号】**社会保険・労災補償及び調査等の履行期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定**
- 【第7条第1項第2号】【附帯決議一】**不調・不落及び災害発生の場合等における見積書徴収**

② 災害時の緊急対応の充実強化

- 【第7条第1項第3号】**緊急性に応じた災害時の随意契約・指名競争入札の活用**
- 【第7条第4項】**調査等の実施に係る災害協定の締結**

③ ダンピング受注の防止

- 【第7条第1項第4号】**ダンピング防止のための最低制限価格等の設定**

④ 計画的な発注、実施時期の平準化

- 【第7条第1項第5号】**平準化を図るための債務負担行為等の活用・発注見通しの公表**

⑤ 適正な履行期の設定及び適切な設計変更

- 【第7条第1項第6号】**休日、準備期間、天候等を考慮した適正な履行期の設定**
- 【第7条第1項第7号】**設計図書への実施条件の明示、設計図書の変更に伴い履行期が翌年度に渡る場合の繰越明許費等の活用**

(2) 調査等における受注者等の責務に関する事項

- 【第8条第1項】契約された公共工事に関する調査等の適切な実施
- 【第8条第2項】**市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した請負代金及び適正な調査等の履行期を反映した請負契約の締結**
- 【第8条第3項】**情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上及び公共工事に関する調査等従事者の賃金・労働環境改善**

(3) 調査等に関する技術審査・多様な入札及び契約の方法等

- 【第7条第1項第8号】**情報通信技術の活用及び専門的な知識又は技術を有する第三者による調査等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用**
- 【第7条第2項】実施状況等に関する評価の標準化及び評価に関するデータベースの整備等
- 【第12条】競争参加者に対する実施経験・実施状況の評価・配置予定技術者の経験・**保有資格**等の審査
- 【第13条】競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等
- 【第14条】多様な入札及び契約の中からの適切な方法の選択
- 【第15条第1項】競争参加者等に対する技術提案の要求
- 【第15条第2項】技術提案に係る負担への配慮
- 【第15条第3項】技術提案の中立かつ公正な審査及び評価
- 【第15条第4項】技術提案の採用の有無
- 【第15条第5項】技術提案の評価方法及び結果の公表
- 【第15条第6項】**調査等の契約について競争に付さない場合の受注者になろうとする者に対する技術提案の要求**
- 【第16条】段階的選抜方式
- 【第17条】技術提案の改善
- 【第18条】技術提案の審査及び価格等の交渉による方式
- 【第19条】高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格
- 【第20条】地域における社会資本の維持管理に資する方式
- 【第24条】配置予定技術者に係る資格等の適切な評価についての検討